

# ■文部科学省ガイドライン改正への対応 会津大学の体制(新)

## 研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン(H26.8.26文部科学大臣決定)

【制度化が要請されている事項】

- 1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上(不正行為の事前防止)
- 2 大学等の研究機関における一定期間の研究データの保存・開示(不正行為の事前防止)
- 3 不正行為の調査等に関する規程の整備(不正行為への対応)

## 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(H26.2.18文部科学大臣決定)

【制度化が要請されている事項】

- 4 公的研究費に関する組織の管理責任の明確化
- 5 コンプライアンス教育の受講義務化と受講管理(不正使用の事前防止)
- 6 通報等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化(不正使用の事前防止)
- 7 公的研究費の適正な運営・管理活動

### 研究活動における不正行為防止

### 会津大学の体制(新)

### 公的研究費の不正使用防止

【根拠規程等】・(新)公立大学法人会津大学研究活動に係る不正防止規程  
・(新)公立大学法人会津大学不正行為調査委員会設置要綱

・(新)公立大学法人会津大学不正防止計画

【根拠規程等】・(新)公立大学法人会津大学における公的研究費の取扱いに関する規程 ※1  
・(新)公立大学法人会津大学コンプライアンス推進室設置要綱 ※2  
・(新)公立大学法人会津大学における公的研究費の使用に関する行動規範  
・教員発注に係る経理執行上の遵守事項

旧根拠規程等を廃止し、その内容を新根拠規程等に盛り込む。

- ・(旧)公的研究費の管理・運営に関する基本方針 ※1
- ・(旧)公立大学法人会津大学研究費等不正防止計画推進室設置要綱 ※2

#### ●最高管理責任者(理事長)

- ・研究活動上の不正行為等の防止に関し最終責任を負う。
- ・公的研究費の適正な管理及び運営について最終責任を負う。

必要な指示

予備調査後  
本調査を指示

調査を指示

必要な指示

#### ●研究倫理教育責任者

(四大事業 教育・学務担当理事)  
(短大事業 短期大学担当理事)

- ・研究活動に従事する教職員等に求められる倫理規範を修得等させるための教育に関し実質的な権限と責任を持つ。

#### 不正行為調査委員会

(必要に応じて設置)

- 委員長(副理事長)
  - 研究倫理教育責任者
  - 対象者の属する部門等の長
  - 外部有識者(委員総数の過半数以上)
  - その他
- オブザーバーとして、総務・財務担当理事、大学担当次長、短期大学担当次長、総務予算課長、企画連携課長、短期大学事務室長の出席を求めることができる。

#### 監査室

(常設機関)

- ・監事監査
  - ・会計監査人監査
  - ・内部監査
- 事務局：総務予算課

#### コンプライアンス推進室

(常設機関)

(旧：会津大学研究費等不正防止計画推進室)

- 委員長(統括管理責任者)
- コンプライアンス推進責任者
- 総務予算課長
- 企画連携課長
- その他

#### ●統括管理責任者

(総務・財務担当理事)

- ・最高管理責任者を補佐し、公的研究費の適正な管理及び運営について本学全体を統括する実質的な権限と責任を持つ。

#### ●コンプライアンス推進責任者

(四大事業 大学担当次長)  
(短大事業 短期大学担当次長)

- ・公的研究費の適正な管理及び運営について実質的な責任及び権限と責任を持つ。

研究倫理教育  
の実施

研究活動における  
捏造、改ざん、盗用等  
の有無の調査

必要に応じて連携

公的研究費の不正使用  
の有無、内容、相当額等  
の調査

コンプライアンス  
教育の実施

#### 事務局(企画連携課)

不正行為  
の通報等

不正使用  
の通報等



研究活動に従事する教職員・学生等



通報者等



通報者等



公的研究費の管理・運営に関わる教職員・学生等